



みずほ信託銀行の遺言信託

「遺言」は、家族への愛です。

あなたのご意思や思いやりを活かす『遺言』。
これまで培ってきた財産を、誰に、どのように分けるのか
今後の手間や残された人たちの思わぬもめ事を防ぐために
『遺言』の作成をおすすめいたします。

●遺言執行引受予諾業務

遺言書作成のご相談から遺言書の保管、財産の変動や遺言内容の定期確認、遺言の執行まで、財産に関する相続をトータルにお手伝いいたします。

●遺言書管理信託

遺言書を安全・確実にお預かりするサービスで、火災、盗難、紛失といった“もしも”のご心配がありません。あなたのご意思の実現にもっとも安心できる保管方法の一つです。

《お問い合わせ先》

遺言・相続のお手伝い

(遺言執行引受承諾業務)

あなたのお気持ちを具体化するための遺言書を作るところから、作成された遺言書の保管、そして遺言書に書かれた通りの執行まで、あなたのご意思の実現をトータルにお手伝いいたします。ご相談へのきめ細やかな対応、遺言執行者としての確かな取り組みによってご安心いただけます。

遺言書の作成	お申込	所定の申込用紙にご記入いただけます。
	遺言書作成のご相談	専任の担当者が遺言のご趣旨、推定相続人、受遺者、対象財産などを確認いたします。
	相続財産の評価	相続税の納税資金が手当てできるなど、承継に関する各種コンサルティングをいたします。
	遺言書案文の作成	公証役場等と綿密な打ち合わせを行い、ご趣旨に沿った遺言書の案文を作成いたします。
	公証役場との打ち合わせ	
	公正証書遺言の作成	証人2人以上の立会いが必要です。
遺言書の保管と管理	公正証書遺言のお預かり	相続時まで公正証書遺言をお預かりいたします。
	年2回ご照会	財産内容の変動等にもなう遺言書内容の変更のコンサルティングをいたします。変更の場合は、公証役場との打ち合わせなどをいたします。
	遺言者ご逝去	相続が開始されましたら、相続開始通知者としてお申込の際にお届けいただいた方よりみずほ信託銀行へその旨のご通知をいただきます。
遺言内容の実現	相続人の方への説明(遺言書の開示)	相続人の方々へ遺言の内容をご説明いたします。
	遺言の執行	みずほ信託銀行が遺言執行者*に就職し、遺言の執行が開始されます。 1. 相続人・受遺者・対象財産の確認 2. 財産目録の作成 3. 遺産の名義変更・登録・引き渡し手続き ※遺言執行が著しく困難な場合は、遺言執行者への就職を辞退させていただきますことでもあります。
	相続税の申告と納付	相続税をご納付いただけます(相続税の申告・納付手続きについては、相続人の皆さまが依頼された税理士が行います)。
	遺言執行完了の報告	遺言執行が終わると「遺言執行顛末報告書」を作成し、各相続人・受遺者にご報告いたします。

遺言書の安全管理のお手伝い

(遺言書管理信託)

遺言書を安全・確実にお預かりするサービスで、ご自宅と違って火災、盗難、紛失などといった“もしも”のご心配がいきません。さらに、相続の開始にあたって、遺言書の発見の遅れなどといったトラブルも未然に防ぐことができます。あなたのご意思の実現に、もっとも安心できる保管方法の一つです。

遺言信託業務に関する諸費用

遺言執行引受承諾業務

みずほ信託銀行では、遺言書保管時に基本手数料として100万円をお支払いいただく《プラン100》、30万円をお支払いいただく《プラン30》の2種類の料金プランをご用意しております(業務内容は同じです)。お申込のプランによって、相続人(受遺者)の方にお支払いいただく遺言執行報酬の料率が異なります。

1.遺言書保管時 手数料	《プラン100》	《プラン30》
基本手数料	1,100,000円	330,000円
変更手数料	55,000円	
遺言書管理料	年間6,600円	

2.遺言執行時 遺言執行報酬

財産比例報酬 相続財産の価額×料率		
①みずほ銀行、みずほ信託銀行の預金・信託、同2行が販売した金融債・投資信託等*、みずほ証券で保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券等	0.330%	
②その他の財産	《プラン100》	《プラン30》
6千万円以下の部分	0.550%	1.870%
6千万円を超え1億円以下の部分	1.100%	
1億円を超え3億円以下の部分	1.100%	
3億円を超え5億円以下の部分	0.660%	
5億円を超え10億円以下の部分	0.440%	
10億円を超える部分	0.330%	
最低報酬額	330,000円	1,100,000円

上記報酬の他にも遺言の執行に必要な不動産の相続登記費用その他の実費は別途ご負担いただき、司法書士・税理士などから直接請求があります。

※対象商品は次の通りです。

●預金(外貨預金を含む) ●信託(すべての信託受益権、土地信託を含む) ●みずほ信託銀行、みずほ銀行が販売した金融債・投資信託・公共債等、証券関連商品、年金保険(相続発生日現在同2行が保護預り、受託または契約が継続しているものに限る)

注1) 遺言執行報酬は、相続人の方にお支払いいたします。

注2) 相続財産の価額は、相続開始時の積極財産の金額で相続税評価額とします。

注3) 上記手数料、遺言執行報酬の合計額には消費税等が含まれています。

注4) 基本手数料、変更手数料およびその消費税相当額については、契約を途中で解約された場合でもお返しいたしません。

注5) お引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。

注6) 遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容に従ってみずほ信託銀行が執行できる範囲に限らせていただきます。

注7) 遺言の内容によっては、お引き受けできない場合もあります。

注8) 遺言内容がみずほ信託銀行では執行できない内容の場合は、お引き受けできません。

遺言書管理信託

手数料	基本手数料	公正証書	330,000円
		公正証書以外	550,000円
	変更手数料	公正証書	55,000円
	遺言書保管料	年間6,600円	

注1) 上記手数料には消費税等が含まれています。

注2) 自筆証書遺言の場合、相続開始後家庭裁判所で検認手続きが必要になり別途費用がかかります。

注3) 基本手数料、変更手数料およびその消費税相当額については、契約を途中で解約された場合でもお返しいたしません。